

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期）

令和4年9月 制定

令和5年3月 一部改正

令和6年3月 一部改正

匝瑳市横芝光町消防組合長

匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員

匝瑳市横芝光町消防組合議会議長

1 本計画の位置づけ

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員及び匝瑳市横芝光町消防組合議会議長が策定する特定事業主行動計画です。

2 計画期間

法が令和7年度までの時限立法であることから、本計画の期間は、令和4年10月1日から令和7年度までとします。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標を達成するための取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に向けた状況を把握し、推進すべき課題について分析を行いました。当該分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組を実施します。

（1）女性消防吏員の採用

ア 目標

消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5%に引き上げます。

イ 取組

女性が安心して働くことができる職場環境を理解してもらうため、施設見学、業務体験等を盛り込んだ女性向け消防職業説明会を開催します。

(2) 採用試験における総受験者数に対する女性の割合

ア 目標

令和7年度までに、採用試験における総受験者数に対して、女性の受験者数の割合を20%以上にします。

イ 取組

(ア) 採用試験実施年度に、管内の高校、近隣の大学等を対象とした採用説明会を開催します。

(イ) 採用試験実施年度に、採用説明会等に関すること、職場環境に関すること等を広報119だより、公式ホームページ等にて積極的に広報していきます。

(3) 配偶者の出産時における休暇を取得しやすい職場環境の整備

ア 目標

令和7年度までに、配偶者の出産時における休暇について、取得率100%（平均取得日数5日以上）を目指します。

イ 取組

配偶者の出産時における休暇について、現在、当該休暇制度は、職員間で広く周知されており、また、当該休暇の取得についても深く理解されている状況であることから、現在の職場環境を引き続き確保していきます。

(4) 年次休暇の取得の促進

ア 目標

令和7年度までに、年次休暇の平均取得日数について、12日以上（60%以上）を目指します。

イ 取組

(ア) 年次休暇の取得の促進に関し、定期的な周知を図るとともに、職員の

当該休暇の取得に対する意識改革を行います。

- (イ) 各職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員に当該休暇の取得を促す等、年次休暇の計画的取得の促進を図ります。

(5) 男性職員の育児休業取得率の向上

ア 目標

令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率について、30%以上を目指します。

イ 取組

- (ア) 男性職員の育児休業の取得の促進に関し、定期的な周知を図るとともに、職員の当該休業の取得に対する意識改革を行います。
- (イ) 管理職職員に制度の趣旨を理解してもらい、配偶者の出産を控えている男性職員に対し、育児休業の取得を配慮する等、育児休業を取得しやすい環境づくりを実施します。